

議案第6号

高根沢町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について

高根沢町職員の特殊勤務手当に関する条例を、別紙のように定める。

令和4年9月1日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定の概要について

1 制定理由

高根沢町職員の手当に関する条例の一部改正に伴い、特殊な勤務に従事する職員への特殊勤務手当の種類及び支給額等について定めようとするものです。

2 制定内容

- ・特殊勤務手当の種類（第2条）

手当の種類は、防疫作業従事手当とします。

- ・防疫作業従事手当（第3条）

職員が感染症の患者の看護や感染症の病原体の付着した物件の処理作業等に従事したとき、また、家畜伝染病が発生し、家畜伝染病の病原体を有する家畜の防疫作業等に従事したときに支給します。

なお、支給額は1日につき660円を超えない範囲で規則で定める額とします。

3 施行日

公布の日から施行し、適用は令和4年8月1日からとします。

高根沢町条例第 号

高根沢町職員の特殊勤務手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高根沢町職員の給与に関する条例（昭和33年高根沢町条例第7号）第11条第2項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、防疫作業従事手当とする。

(防疫作業従事手当)

第3条 防疫作業従事手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第5項まで及び第7項から第9項までに規定する感染症（以下「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、職員が感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の看護その他必要な措置又は感染症の病原体の付着若しくは付着の危険のある物件の処理作業に従事したとき。

(2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、豚熱又は町長がこれらに準ずると認めたもの（以下「家畜伝染病」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、職員が家畜伝染病の病原体を有する家畜若しくは当該病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業その他の家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業に従事したとき。

2 前項に規定する手当の額は、従事した1日につき660円を超えない範囲で規則で定める。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年8月1日から適用する。